

意匠法の改正について

特許庁「デザイン経営」宣言の一環として改正された意匠法が、令和2年4月1日に施行されます。主な改正内容は、以下のとおりです。

1. 保護対象の拡充

画像、空間デザインが意匠法で保護されます。

画 像	空間デザイン
<p>例) ネットワークにより提供される画像：</p>  <p>例) 道路に投影された画像</p>  <p>(出典：特許庁 特許法等の一部を改正する法律案の概要)</p>	<p>例) 建築物の外観</p>  <p>コメダ珈琲店岩出店</p> <p>例) 内装デザイン</p>  <p>カルチュア・コンビニエンス・クラブ運営「武雄市図書館」</p> <p>(出典：特許庁 意匠制度の見直しの検討課題)</p>

2. 関連意匠制度の見直し

- ・ 関連意匠を、本意匠出願日から10年以内に出願できます。
- ・ 関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めます。

3. 意匠権の存続期間の変更

「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更します。

ご不明点は、好和特許事務所までお問い合わせ下さい。